

声 明

広島高裁による伊方原発3号炉運転差止決定（勝訴決定）を受けて

2020年1月17日

伊方原発をとめる会

伊方原発をとめる弁護団

- 1 広島高裁第4部（森一岳裁判長、鈴木雄輔裁判官、沖本尚紀裁判官）は、本日、伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件において、山口地裁岩国支部による却下決定を取り消し、住民らの申立てを認め、伊方原発3号炉（以下「本件原発」という）の運転差止を命ずる決定（以下「本件決定」という。）を出した。

これによって、四国電力は、伊方原発について、現在行なわれている定期検査に伴う運転停止（本年3月29日に送電開始予定）を終えた後も、運転を再開することはできなくなった。

- 2 本件決定は、地震と火山の2つの争点において、住民側の主張を認め、伊方原発の運転差し止めを認める被保全権利の存在を認定した。

地震について、中央構造線が伊方原発敷地に極めて近い可能性が否定できないと判断し、また、火山について、四国電力が想定した火山灰の噴出量の約3～5倍に上る噴出量の火山灰を想定すべきであるのにこれを想定していないとして、具体的危険性が存在しないことについて四国電力の疎明が尽くされていないと判断し、住民側の主張を認めたものである。

- 3 本件決定は、基本的人権の擁護という裁判所の使命を果たしたものであり、住民側敗訴の司法判断が続く中で裁判官の良心を示した画期的な決定であり、我々は、この決定を歓迎し、高く評価する。

松山地裁においては、伊方原発の運転差し止めを求めて本訴が係属中であるが、私たちは、本件決定に勇気を得て、伊方原発の危険性を正しく裁判所に判断してもらい、必ず勝訴の判決を得られるよう最大限の努力を継続する。四国電力は、広島高裁で2度にわたって危険性を指摘された伊方原発の運転を自ら停止すべきである。

以上